

用語の解説と2020年農林業センサスにおける農業経営体の概念

第1 農業経営体

1 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

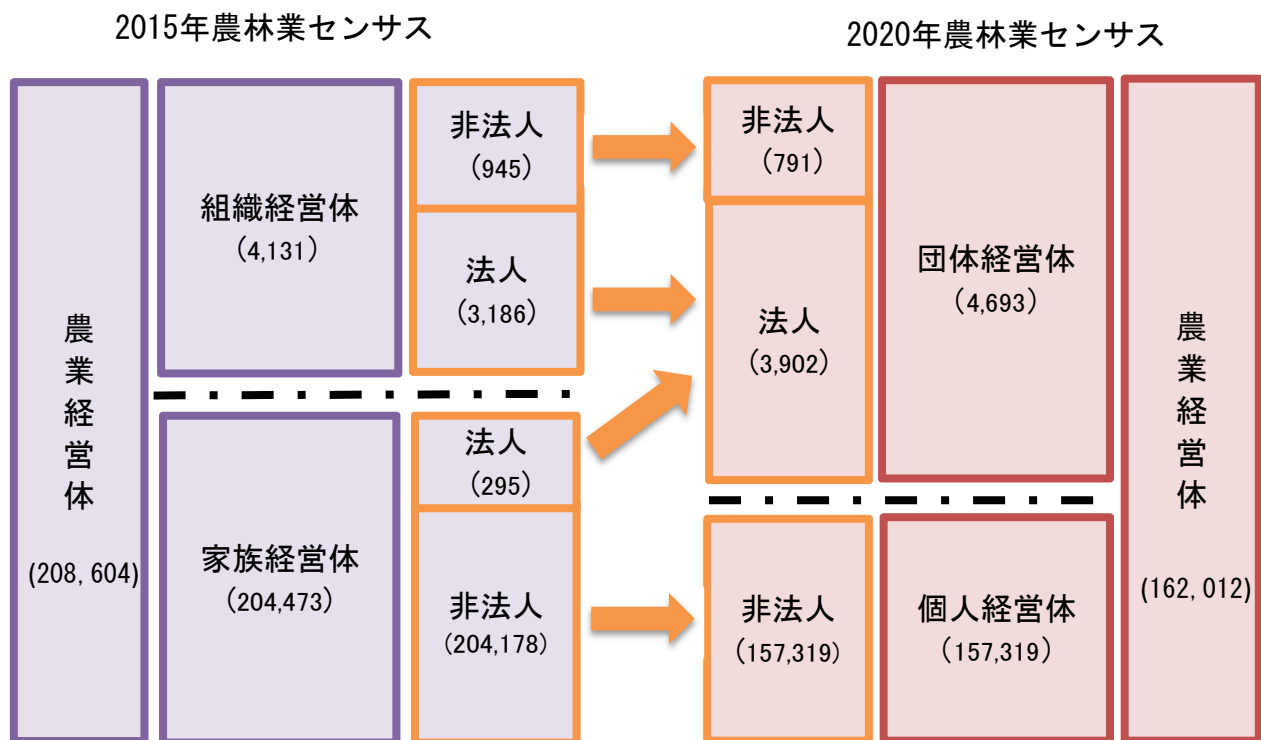
- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業

ア 露地野菜作付面積 15 a	イ 施設野菜栽培面積 350㎡	ウ 果樹栽培面積 10 a
エ 露地花き栽培面積 10 a	オ 施設花き栽培面積 250㎡	カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
キ 肥育牛飼養頭数 1 頭	ク 豚飼養頭数 15頭	ケ 採卵鶏飼養羽数 150羽
コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽		

サ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）が50万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

農業経営体の属性区分の変更（概念図）

「農業経営体」の概念は、2005年農林業センサスから導入され、2015年調査までは、大きく組織経営体と家族経営体に区分されていた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、組織経営体のうちの法人と法人化している家族経営体を統合し、非法人の組織経営体と合わせて団体経営体とし、非法人の家族経営体のみを個人経営体とした。



注：数値は中国四国のセンサス結果である。

2 個人経営体 **新**

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

3 団体経営体 **新**

個人経営体以外の経営体をいう。

4 法人経営体

農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

5 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

6 会社

次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

(2) 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

(3) 合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

(4) 相互会社

保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。（なお、2020年農林業センサスにおいて該当は無かった。）

7 各種団体

(1) 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

(2) その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体等の団体が該当する。

8 その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

注：**新** は、2020年農林業センサスにおいて新たに調査・表章項目となった用語である。

9 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

10 経営主

農業経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。

11 後継者

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。

(1) 親族

経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。

(2) 親族以外の経営内部の人材

農業経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。

(3) 経営外部の人材

上記以外の者をいう。

12 雇用者

農業経営（農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

13 常雇い

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営（農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方）のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。

年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。

なお、「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合は「臨時雇い」とする。

14 経営耕地

調査日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営地とした。
- (8) 他の市町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔の面積を含めた。本地及びけい畔の面積は、傾斜地にあっても斜面の面積ではなく、水平面積としている。なお、棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

15 田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

16 畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

17 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

18 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

19 複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

なお、主位部門の販売金額が6割以上8割未満は「準単一複合経営経営体」としている。

20 農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。

(1) 農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

(2) 消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネット販売を含む）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

(3) 小売業 新

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者など販売契約して直送する事業をいう。

なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない。

(4) 観光農園

農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観光させて、料金を得ている事業をいう。

(5) 貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

(6) 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

(7) 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

(8) 海外への輸出 **新**

農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。

(9) 再生可能エネルギー発電 **新**

農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。

21 有機農業 **新**

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。

また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

22 青色申告 **新**

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいう。

(1) 正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。

(2) 簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。

(3) 現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

23 農業経営を行うためにデータを活用 **新**

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。

(1) データを取得して活用

気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(2) データを取得・記録して活用

「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

(3) データを取得・分析して活用

「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

第2 個人経営体

1 主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

2 準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

3 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

4 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

5 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

6 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

第3 総農家

1 農家（総農家）

調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1 年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

2 販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1 年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

3 自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1 年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

4 農作業受託のみを行う経営体

農業経営体のうち、農家等から委託を受けて農作業を行う経営体のうち、調査期日現在で10 a 以上の経営耕地を有さず、かつ、調査期日前1 年間における農産物販売金額が15万円未満の経営体をいう。

第4 農業集落の現状

1 農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

2 寄り合い

原則として、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。

なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

3 寄り合いの議題

(1) 農業生産にかかる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

(2) 農道・農業用排水路・ため池の管理

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

(3) 集落共有財産・共用施設の管理

農業集落における農業機械・施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。

(4) 環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

(5) 農業集落行事（祭り・イベントなど）の実施

寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の実施に関する事項をいう。

(6) 農業集落内の福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。

(7) 定住を推進する取組 **新**

U I J ターン者等の定住につなげる取組に関する事項をいう。

具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等が該当する。

(8) グリーン・ツーリズムの取組 **新**

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいう。

具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直売所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等が該当する。

(9) 6次産業化への取組 **新**

農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいう。

具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能性食品や介護品に原食材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等が該当する。

(10) 再生エネルギーへの取組

地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。

具体的には、農地や林地の転用地への太陽光発電パネルの設置、農業用排水路への発電施設の設置等が該当する。

4 地域資源の保全状況

(1) 地域資源

本調査では、農業集落内にある、農地、農業用排水路、森林、河川・水路、ため池・湖沼をいう。

(2) 地域資源の保全

地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

(3) 農地

農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。

なお、農地の有無については、調査期日時点で公開されている最新の筆ポリゴン（※）情報との整合を確認したうえで決定した。

※筆ポリゴンとは、農林水産省が実施する耕地面積調査等の母集団情報として、衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報をいい、令和元年6月に公開されているものを用いた。

(4) 農業用排水路

農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものを含めた。

なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。

(5) 森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいう。

(6) 河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。

なお、農業用又は生活用の排水路は除いた。

(7) ため池・湖沼

次のいずれかの条件に該当するものをいう。

- ア かんがい用水をためておく人工又は天然の池
- イ 川や谷が種々の要因でせき止められたもの
- ウ 地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
- エ 火口、火口原に水をたたえたもの
- オ かつて海であったものが湖になったもの
- カ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

(8) 都市住民と連携して活動している

地域住民と都市住民が合同で地域資源の保全又は活性化の取組を行っている場合をいう。

具体的には、地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となって地域資源の保全を行っている場合や、農村地域に興味を持つ都市住民を受入れ、一体となって地域活性化のための各種活動を行っている場合などをいう。

なお、都市住民とは、農業集落の旧市区町村外の市街化地域や都市的地域に類する地域等の非農家のことをいう。

(9) NPO・学校・企業と連携して活動している

地域住民とNPO（※）・学校・企業が合同でそれぞれの地域資源の保全や活性化のために各種の地域活動を行っている場合などをいう。

具体的には、幼稚園や小学校等の校外学習の一環としての農業体験などが該当する。

※NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない民間の団体のことをいう。